

(第 177 回 定時株主総会招集通知添付書類)

第 177 期 報 告 書

(平成22年 4 月 1 日から)
(平成23年 3 月31日まで)

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

会計監査人監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本



品川リフラクトリーズ株式会社

東京都千代田区九段北四丁目 1 番 7 号

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、アジア諸国の経済拡大を背景とした輸出の増大と政府による景気対策の効果等により、緩やかながら回復基調の中で推移しました。

耐火物業界の最大の需要先である鉄鋼業界におきましては、製造業向けを中心とする国内需要の回復と年間を通して堅調であった輸出に支えられ、当期の粗鋼生産量は前期比14.8%増の1億1,077万トンとなりました。

しかしながら期央からの円高の進行と景気対策の縮小等による個人消費の減退から回復の勢いに衰えが見え始めたことに加え、3月に発生した東日本大震災とその後の原子力発電所の放射能漏れ事故により、鉄鋼業界を含む東日本の多くの製造拠点が影響を受け、それが国内のみならず世界的な生産活動に波及するなど景気の下振れへの警戒感が強まっております。

当社グループにおきましても震災によって当社事業所及び子会社に被害が発生しました。特に福島県いわき市にある当社湯本工場の被害は大きく、社員及び関係者の努力によって操業を再開し、現時点では震災前の8割程度まで回復いたしました。引き続きその全面復旧に向け全力を注いでおります。

平成21年10月に合併し新たなスタートを切った当社は、総合耐火物メーカーとして世界トップクラスの技術競争力・コスト競争力の実現、原料の安定調達を図り、経営基盤及び需要家向け安定供給体制を強化することを目的として、更なる成長・発展を目指しております。

当期の連結営業成績につきましては、売上高は需要増加と合併効果により1,010億70百万円と前期に比べ166億62百万円(19.7%)の増加となりました。損益面におきましては、営業利益は60億75百万円と前期に比べ36億6百万円(146.1%)、経常利益は58億4百万円と前期に比べ34億3百万円(141.8%)のそれぞれ増益となりました。また、当期純利益につきましては、災害による損失6億87百万円等特別損失14億70百万円を計上しましたが、前期に比べ16億58百万円(228.8%)増益の23億84百万円となりました。

なお、前期の比較数値は、合併前の品川白煉瓦株式会社の上期連結業績に、新会社品川リフラクトリーズ株式会社の下期連結業績を合算したものであります。

次にセグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、当期よりセグメントの区分方法を一部変更いたしました。そのため前期の「事業の種類別セグメント」の数値を当期の区分方法に従って組み替えた後、比較を行っております。

<耐火物及び関連製品>

耐火物及び関連製品につきましては、合併による増加に加え当社及び国内子会社の耐火物売上が粗鋼生産の回復により堅調に推移いたしました。その結果、当期の売上高は768億96百万円と131億58百万円(20.6%)の増収となりました。

<エンジニアリング>

エンジニアリングにつきましては、合併による増加に加え当社における築炉工事が粗鋼生産の回復により堅調に推移いたしました。その結果、当期の売上高は210億98百万円と34億97百万円(19.9%)の増収となりました。

<不動産・レジャー等>

不動産・レジャー等につきましては、当期の売上高は30億76百万円と5百万円(0.2%)の増収となりました。

セグメント	売上高(百万円)			
	前期 (平成22年3月期)	構成比	当期 (平成23年3月期)	構成比
耐火物及び関連製品	63,738	75.5%	76,896	76.1%
エンジニアリング	17,600	20.9	21,098	20.9
不動産・レジャー等	3,070	3.6	3,076	3.0
合計	84,408	100.0	101,070	100.0

(2) 設備投資の状況

当社グループが当期において実施いたしました設備投資の総額は、16億66百万円であります。その主なものは次の通りです。

当社	岡山工場日生製造部	モールドパウダー製造設備	257百万円
	岡山工場岡山製造部	加工建屋リプレイス	206百万円
子会社	イソライト工業(株)	新基幹システム	173百万円

(3) 対処すべき課題

当社の喫緊の課題は震災により大きな被害を受けた湯本工場の全面復旧であり、お客様に対する供給体制を震災前の状態に一日でも早く戻すことができるよう取り組んでまいります。

今後の経済見通しにつきましては、短期的には震災の影響による生産減

少、電力消費の制限による経済活動縮小、及び節電の強化による消費意識の減退等景気に対するマイナス要因が山積しており、中長期的な見通しを行うことは困難な状況にあります。

当社グループの最大の需要先である鉄鋼業界におきましても、当面の鉄鋼需要の動向や製鉄原料の価格引き上げ等先行きに関して予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は新会社の経営基盤を盤石なものとするため、最適生産体制確立の第2段階として定形耐火物の生産集約を検討してまいります。また、グループとして競争力を高めるためには企業規模の拡大が不可欠であり、成長著しい新興国への海外進出を含め常に拡大志向で検討を続けてまいります。

今後も引き続き、顧客ニーズに対する迅速な対応とサービスの向上を推進するとともに合併効果の最大化かつ早期実現を図り、一層強固な収益体質を確立することにより株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 174 期 (平成 20 年 3 月期)	第 175 期 (平成 21 年 3 月期)	第 176 期 (平成 22 年 3 月期)	第 177 期 (平成 23 年 3 月期) (当 期)
売 上 高 (百万円)	84,565	81,640	84,408	101,070
経 常 利 益 (百万円)	4,810	2,949	2,400	5,804
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	2,126	△ 70	725	2,384
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	32.23	△ 1.07	9.17	25.29
純 資 産 (百万円)	36,081	30,846	36,768	37,747
総 資 産 (百万円)	103,639	93,319	112,307	111,220
1株当たり 純 資 産 額 (円)	458.01	386.96	341.64	352.74

- (注) 1. 第 176 期の業績数値につきましては、品川白煉瓦株式会社の上期連結業績に、合併新会社の下期連結業績を合算したものとなっております。
2. 第 176 期の 1 株当たり当期純利益につきましては、上期までは品川白煉瓦株式会社の発行済株式数 (自己株式控除後)、下期以降は合併新会社の発行済株式数 (自己株式控除後) により期中平均株式数を計算し、1 株当たり当期純利益を算出しております。

(5) 企業集団の主要な事業内容

セグメント	事業内容
耐火物及び関連製品	定形耐火物、不定形耐火物、モールドパウダー、焼石灰、化成品、耐火断熱煉瓦、セラミックファイバー及びファインセラミックス等の製造販売
エンジニアリング	高炉・転炉・焼却炉等の築炉工事、工業窯炉の設計・施工等
不動産・レジャー等	不動産賃貸、ゴルフ場・スーパー銭湯の経営等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場

①当社

本社：東京都
 営業所・事業所：千葉、京浜（神奈川県）、倉敷、福山、神戸、加古川、鹿島（茨城県）、大阪
 工場：岡山、赤穂、湯本（福島県）

②重要な子会社

イソライト工業(株)：大阪、愛知、石川
 (株)セラテクノ：兵庫、岡山
 品川ファインセラミックス(株)：岡山、神奈川
 日本ロータリーノズル(株)：神奈川
 瀋陽品川冶金材料有限公司：中国
 シナガワリフラクトリーズ
 オーストラレイシア Pty. Ltd.：オーストラリア
 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司：中国
 シナガワアドバンストマテリアルズアメリカズ Inc.：米国
 遼寧品川和豊冶金材料有限公司：中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
耐火物及び関連製品	2,283名	25名増加
エンジニアリング	473名	6名減少
不動産・レジャー等	59名	26名減少
全社（共通）	49名	3名増加
合計	2,864名	4名減少

(注) 当社の従業員数は1,373名（前期末比5名減少）であります。従業員数には出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
住友信託銀行株式会社	8,221百万円
株式会社三井住友銀行	7,603
株式会社みずほコーポレート銀行	4,685
株式会社七十七銀行	2,082

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
イソライト工業株式会社	百万円 3,196	% 54.9	耐火断熱煉瓦・セラミック ファイバーの製造・販売
株式会社セラテクノ	440	51.0	耐火物・石灰の製造・販売
品川ファインセラ ミックス株式会社	100	100.0	ファインセラミックス の製造・販売
日本ロータリー ノズル株式会社	85	96.7	ロータリーノズル・渦流式 モールド内湯面検出装置の販売
瀋陽品川冶金 材料有限公司	百万人民元 45	90.0	連続铸造用モールド パウダーの製造・販売
シナガワリフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.	百万豪ドル 22	100.0	耐火物の製造・販売
大石橋市品川榮源連 鑄耐火材料有限公司	百万人民元 48	67.0	連続铸造用耐火物の 製造・販売
シナガワアドバンストマ テリアルズアメリカズ Inc.	千米ドル 300	100.0	連続铸造用モールド パウダーの製造・販売
遼寧品川和豊冶 金材料有限公司	百万人民元 28	66.7	連続铸造用モールド パウダーの製造・販売

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 377,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 94,293,663 株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 5,869 名 |
| (4) 上位 10 名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	31,810	33.7
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	3,525	3.7
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,268	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）	2,891	3.1
日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	2,020	2.1
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	2,000	2.1
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドンエスイーシーエスレンディングオムニバスアカウント	1,946	2.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,765	1.9
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,705	1.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,500	1.6

(注) 持株比率は自己株式（5千株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 芳彦	CEO
代表取締役副社長	仲田 裕一	経営全般に亘り社長を補佐
取締役会長	西尾 英昭	
取締役常務執行役員	加藤 豊次	管理部門・国内関係会社担当 瀋陽品川冶金材料有限公司董事長
取締役常務執行役員	児島 眞太郎	第1営業部・経営企画部・営業企画室・ 海外関係会社担当 大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司董事長 遼寧品川和豊冶金材料有限公司董事長
取締役常務執行役員	窪田 行利	技術研究所・技術部・エンジニアリング部担当 技術研究所長 シナガワリフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd. 会長
取締役常務執行役員	吉野 良一	第2営業部・第3営業部・鹿島工事部担当
取締役常務執行役員	白山 章	築炉事業部・ロコカンパニー担当 エンジニアリング部担当補佐
取締役常務執行役員	倉科 幸信	生産部門・原料資材部担当
常勤監査役	石部 由紀夫	イソライト工業株式会社監査役
常勤監査役	岡本 剛	
監査役	松本 傳	日本証券クリアリング機構監査役 三菱鉛筆株式会社監査役
監査役	豊泉 貫太郎	日本生命保険相互会社監査役

(注) 1. 監査役松本 傳、豊泉貫太郎の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役松本 傳氏は、公認会計士として日本公認会計士協会の要職を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役豊泉貫太郎氏は、弁護士として会社法はもとより企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 社外監査役松本 傳、豊泉貫太郎の両氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、執行役員制度を採用しており、清水芳彦、仲田裕一、加藤豊次、児島眞太郎、窪田行利、吉野良一、白山 章、倉科幸信の各氏が執行役員を兼務しております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次の通りであります。
 - (1) 平成 22 年 6 月 29 日開催の第 176 回定時株主総会において、取締役として倉科幸信氏が新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 平成 22 年 6 月 29 日開催の第 176 回定時株主総会終結の時をもって、取締役塚本 昇氏が退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区 分	員 数	支給額	摘 要
取 締 役	11 人	百万円 269	
監 査 役	4	51	うち社外 2 名 16 百万円
合 計	15	321	

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額の総額は 4 百万円であり、上記支給額には含まれておりません。
2. 当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した総額は 57 百万円（取締役 10 名に対し 48 百万円、監査役 4 名に対して 9 百万円）であり、上記支給額に含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区 分	氏 名	兼職先、兼職内容及び当該他の他の法人等との関係
取 締 役	松 本 傳	株式会社日本証券クリアリング機構社外監査役 当社と株式会社日本証券クリアリング機構の間には重要な取引その他の関係はありません。
		三菱鉛筆株式会社社外監査役 当社と三菱鉛筆株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	豊 泉 貫太郎	日本生命保険相互会社社外監査役 日本生命保険相互会社は当社株式の1.9%を所有しております。また、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
松 本 傳	当事業年度開催した取締役会の12回中12回、監査役会の12回中11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。
豊 泉 貫太郎	当事業年度開催した取締役会の12回中11回、監査役会の12回中12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地に基づき、的確な発言を行なっております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(注) あずさ監査法人は、監査法人の種類変更により、平成22年7月1日付をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬

74 百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

118 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、当社の会計監査人に当社及び当社グループに対する効率的かつ適正な監査が期待できないと認めたときは、監査役会の承認を得て、株主総会に会計監査人の解任または不再任の議案を提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次の通りであります。

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。
- ②内部統制委員会を設置し、当社及び関係会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は取締役、執行役員及び常勤監査役の内から構成し、事務局を設置する。
- ③内部統制委員会は、必要に応じて当社及び関係会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。

- ④内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ⑤法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部統制委員会は、当社及び関係会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
- ②内部統制委員会は、必要に応じて当社及び関係会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
- ③内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ①取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- ②取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
- ③各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
- ④管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
- ⑤取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び関係会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。

- ②当社取締役、執行役員、事業所長及び関係会社社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③当社の内部統制委員会は、当社及び関係会社各社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を②の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行なう。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役が求めた場合の監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。
 - ②補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重する。
- (7) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 内部統制委員会は、監査役に対してグループ全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。また、監査役が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、①伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、②高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、③永年の間に築き上げた顧客・取引先との信頼関係、④地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決

定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

従いまして、買付者が大規模な買付行為を行う場合においては、一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、主たる事業である耐火物事業において厳しい競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、積極的にグループとして事業規模の拡大を図っております。

また、どのような経営環境においても総合耐火物メーカーとして業界におけるリーダーの地位を確保するという基本方針の下、コスト競争力の徹底した追求及び顧客ニーズに対する迅速な対応とサービスの向上を推進しております。

さらに、株主、顧客、地域社会、社員等多くの関係者各位の期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考え、当社取締役会の活性化及び監査体制の充実をもって経営管理体制の強化を図っております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決議いたしました。本対応方針に関連する定款変更及び本対応方針の導入について平成20年6月27日開催の第174回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、当社株式等について、20%以上となる買付行為等が行われる場合に、①当該買付者が当社取締役会に当該買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に当該買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を当該買付者に求める一方で、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

なお、本対応方針の有効期間は平成23年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までです。

(4) 本対応方針に対する判断およびその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。

また、(3)に記載した本対応方針も、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものと判断しております。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	64,329	流 動 負 債	56,051
現金及び預金	13,410	支払手形及び買掛金	16,956
受取手形及び売掛金	29,926	短期借入金	30,986
有価証券	2,904	1年内償還予定の社債	1,000
商品及び製品	7,101	未払費用	2,153
仕掛品	2,573	リース債務	24
原材料及び貯蔵品	6,482	未払法人税等	1,552
繰延税金資産	838	未払消費税等	45
その他	1,108	賞与引当金	1,086
貸倒引当金	△ 17	環境対策引当金	20
		災害損失引当金	229
		設備関係支払手形	35
		その他	1,959
固 定 資 産	46,891	固 定 負 債	17,421
有形固定資産	34,497	長期借入金	3,841
建物及び構築物	17,814	リース債務	70
機械装置及び運搬具	5,556	繰延税金負債	1,484
土地	10,047	退職給付引当金	5,622
リース資産	70	役員退職慰労引当金	421
建設仮勘定	359	環境対策引当金	120
その他	649	長期預り保証金	4,996
無形固定資産	903	負ののれん	586
のれん	423	資産除去債務	157
その他	480	その他	119
		負 債 合 計	73,473
投資その他の資産	11,489	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	9,638	株 主 資 本	32,417
繰延税金資産	919	資 本 金	3,300
その他	1,184	資 本 剰 余 金	5,041
貸倒引当金	△ 252	利 益 剰 余 金	24,076
		自 己 株 式	△ 1
		その他の包括利益累計額	841
		その他有価証券評価差額金	1,119
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		為替換算調整勘定	△ 277
		少数株主持分	4,488
		純 資 産 合 計	37,747
資 産 合 計	111,220	負 債 純 資 産 合 計	111,220

連 結 損 益 計 算 書

(平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上		101,070
売上原価		82,986
売上総利益		18,084
販売費及び一般管理費		12,008
営業利益		6,075
営業外収入		
受取利息	28	
受取配当金	174	
保険配当金	56	
負債のれん償却額	171	
持分法による投資利益	34	
その他	173	638
営業外費用		
支払利息	572	
為替差損	118	
その他	218	910
経常利益		5,804
特別利益		
固定資産売却益	48	
投資有価証券受贈益	12	
貸倒引当金戻入額	19	
その他	0	80
特別損失		
固定資産処分損	88	
投資有価証券評価損	273	
会員権評価損	26	
減損損失	45	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	163	
事業整理損	186	
災害による損失	687	1,470
税金等調整前当期純利益		4,414
法人税、住民税及び事業税	2,304	
法人税等調整額	△ 455	1,848
少数株主損益調整前当期純利益		2,565
少数株主利益		181
当期純利益		2,384

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	3,300	5,041	22,270	△ 0	30,611
連結会計年度中の変動額					
持分法の適用範囲の変動			△ 106		△ 106
剰余金の配当			△ 471		△ 471
当期純利益			2,384		2,384
自己株式の取得				△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,806	△ 1	1,805
平成23年3月31日残高	3,300	5,041	24,076	△ 1	32,417

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日残高	1,708	0	15	△ 122	1,602	4,554	36,768
連結会計年度中の変動額							
持分法の適用範囲の変動							△ 106
剰余金の配当							△ 471
当期純利益							2,384
自己株式の取得							△ 1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 588	△ 0	△ 15	△ 155	△ 760	△ 65	△ 826
連結会計年度中の変動額合計	△ 588	△ 0	△ 15	△ 155	△ 760	△ 65	978
平成23年3月31日残高	1,119	△ 0	-	△ 277	841	4,488	37,747

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の数 27 社

主要な連結子会社の名称

イソライト工業(株)、(株)セラテクノ、帝国窯業(株)、品川企業(株)
品川開発(株)、品川化成(株)、品川ファインセラミックス(株)
日本ロータリーノズル(株)
瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.
シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.
遼寧品川和豊冶金材料有限公司
(株)ITM、イソライト建材(株)、イソライト土地開発(株) 他 10 社

(2) 非連結子会社の名称

非連結子会社の名称

ピーティー イソライトセラミックファイバース ヌサンタラ
(連結の範囲から除いた理由)

同社は設立後未だ事業活動を行っておらず、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2 社

持分法適用関連会社の名称

イソライト ファンシン (タイワン) Co. Ltd. 他 1 社
なお、当連結会計年度より、以下の 3 社はそれぞれ当期純利益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

フォスター エイシア パシフィック プライベート Ltd.
エマコインダストリアル プライベート Ltd.
フォスター サーマルエンジニアリング センドリアンベルハッド

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（ピーティー イソライト セラミックファイバース ヌサンタラ）等はそれぞれ当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法適用の関連会社は全て決算日が12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち瀋陽品川冶金材料有限公司、大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd.、シナガワ リフラクトリーズ オーストラレイシア NZ Ltd.、シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.、遼寧品川和豊冶金材料有限公司及び他7社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

評価基準は主として原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、半成工事については主として個別法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

（当社及び国内連結子会社）

建物の一部、当社の岡山塩基性煉瓦プラント及び日生CCパウダープラント、並びに築炉事業部各事業所及び赤穂工場の一部については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（在外連結子会社）

定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権については生産高比例法、その他については定額法によっております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④投資その他の資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

なお、見積額の算定は最善の見積りによっておりますが、見積りの前提条件や情報が必ずしも十分でないため、見積額と実績との間に差額が生じる可能性があります。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（6,431百万円）については、15年による按分額を費用処理しております（株式公開会社であるイソライト工業㈱に関しては償却年数5年により償却し、費用処理が終了しております）。過去勤務債務は発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～13年、ただしイソライト工業㈱は5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。

⑥環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理によっております。またそれぞれの手段において特例処理または振当処理の要件を満たさない場合は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象：借入金利息、外貨建金銭債権債務、外貨建予約取引

③ヘッジ方針

金利変動による支払金利の増加リスクの減殺、為替相場変動によるリスクの回避等の目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

それぞれの手段において特例処理及び振当処理の要件を満たしている場合は、有効性の評価は省略しております。また繰延ヘッジ処理を採用している場合も、ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ行為の開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定することができるため、有効性の評価は省略しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、発生日以後、投資効果の持続する期間（5年及び10年）で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が163百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は163百万円であります。

6. 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度より「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ7,146百万円、2,559百万円、5,698百万円であります。

(連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	100 百万円
建物及び構築物	7,910 百万円
機械装置及び運搬具	877 百万円
土地	1,304 百万円
その他有形固定資産	40 百万円
計	10,233 百万円

上記に対する債務

短期借入金	220 百万円
長期借入金 (1年内返済予定長期借入金含む)	2,128 百万円
長期預り保証金 (1年内返済予定額含む)	4,721 百万円
計	7,070 百万円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 75,399 百万円

4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額

国庫補助金受入による有形固定資産の圧縮記帳累計額 56 百万円

5. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証
フォスターエンジニアリングプライベート Ltd. 293 百万円

(2) 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 132 百万円
受取手形裏書譲渡高 558 百万円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	94,293 千株	- 千株	- 千株	94,293 千株

2. 自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
普通株式	1 千株	4 千株	- 千株	5 千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成 22 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通 株式	235	2.5	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 6 月 30 日
平成 22 年 11 月 11 日 取締役会	普通 株式	235	2.5	平成 22 年 9 月 30 日	平成 22 年 12 月 6 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総 額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効 力 発 生 日
平成 22 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通 株式	利 益 剰 余 金	235	2.5	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 6 月 30 日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）

であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	13,410	13,410	-
(2) 受取手形及び売掛金	29,926	29,926	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	12,248	12,248	-
(4) 支払手形及び買掛金	(16,956)	(16,956)	-
(5) 短期借入金	(28,818)	(28,818)	-
(6) 社 債	(1,000)	(999)	0
(7) 長期借入金	(6,009)	(6,052)	△ 42
(8) デリバティブ取引	(0)	(0)	-

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、連結貸借対照表の短期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりますが、これは (5) 短期借入金には含めず (7) 長期借入金に含めて表示しております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（8）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、連結貸借対照表の長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金が含まれておりませんが、これは、（7）長期借入金に含めて表示しております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。為替予約の繰延ヘッジ処理によるものは、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	293
長期預り保証金	5,398

連結貸借対照表の長期預り保証金には、一年内返済予定の長期預り保証金が含まれておりませんが、上記には含めて表示しております。

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、ショッピングセンター用施設、倉庫（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額及び時価については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
12,028	25,799

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	352円74銭
1株当たり当期純利益	25円29銭

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	45,201	流動負債	39,533
現金及び預金	8,720	支払手形	785
受取手形	1,292	買掛金	11,727
売掛金	19,776	短期借入金	21,110
有価証券	2,904	1年内返済予定の長期借入金	378
商品及び製品	4,173	1年内償還予定の社債	1,000
仕掛品	1,592	リース債務	16
半成品	147	未払金	725
原材料及び貯蔵品	3,839	未払費用	1,002
前渡金	1	未払法人税等	1,196
前払費用	51	前受金	122
未収入金	1,566	賞与引当金	719
関係会社短期貸付金	505	環境対策引当金	7
繰延税金資産	544	災害損失引当金	229
その他	87	その他	513
貸倒引当金	△2	固定負債	13,183
固定資産	37,171	長期借入金	1,552
有形固定資産	22,444	リース債務	38
建物	12,598	繰延税金負債	1,355
構築物	650	退職給付引当金	4,300
機械及び装置	2,115	役員退職慰労引当金	346
車両運搬具	27	環境対策引当金	110
工具、器具及び備品	230	負ののれん	457
原料地及び山林	168	長期預り保証金	4,788
土地	6,278	資産除去債務	157
リース資産	31	その他	76
建設仮勘定	343	負債合計	52,716
無形固定資産	66	(純資産の部)	
ソフトウェア	20	株主資本	28,574
その他	46	資本金	3,300
投資その他の資産	14,660	資本剰余金	5,041
投資有価証券	8,413	資本準備金	635
関係会社株式	3,600	その他資本剰余金	4,405
関係会社出資金	1,713	利益剰余金	20,234
関係会社長期貸付金	780	利益準備金	825
その他	490	その他利益剰余金	19,409
貸倒引当金	△336	固定資産圧縮積立金	2,414
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	11,994
		自己株式	△1
		評価・換算差額等	1,082
		その他有価証券評価差額金	1,082
資産合計	82,373	純資産合計	29,656
		負債純資産合計	82,373

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成22年3月31日残高	3,300	635	4,405	825	2,564	5,000	11,377
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 149		149
剰余金の配当							△ 471
当期純利益							938
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 149	-	616
平成23年3月31日残高	3,300	635	4,405	825	2,414	5,000	11,994

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	△ 0	28,108	1,690	1,690	29,798
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩			-		-
剰余金の配当		△ 471			△ 471
当期純利益		938			938
自己株式の取得	△ 1	△ 1			△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 607	△ 607	△ 607
事業年度中の変動額合計	△ 1	466	△ 607	△ 607	△ 141
平成23年3月31日残高	△ 1	28,574	1,082	1,082	29,656

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品については主として先入先出法、半成工事については主として個別法、仕掛品、原材料及び貯蔵品については、主として移動平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物の一部、岡山塩基性煉瓦プラント、及び日生CCパウダープラント、並びに築炉事業部各事業所及び赤穂工場の一部については定額法、その他については定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお所有権移転外ファイナンス・リースのうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

なお、見積額の算定は最善の見積りによっておりますが、見積りの前提条件や情報が必ずしも十分でないため、見積額と実績との間に差額が生じる可能性があります。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（6,250百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11～13年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職一時金支払に備えるため、役員退職金支給内規に基づく当事業年度末要支給額の総額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）によっており、その他の工事については、工事完成基準によっております。

6. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たすため特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引

ヘッジ対象：借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引は、金利変動による支払金利の増加リスクを減殺する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価は省略しております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 負ののれんの償却方法

負ののれんについては、発生日以後、投資効果の持続する期間（5年）で均等償却しております。

9. 会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の税引前当期純利益が163百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は163百万円であります。

10. 表示方法の変更

(貸借対照表)

- (1) 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」は、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「関係会社短期貸付金」は553百万円であります。
- (2) 前事業年度において、「長期貸付金」として表示していたものは、当事業年度より「関係会社長期貸付金」と投資その他の資産の「その他」とに分けて表示することとしました。なお、前事業年度の「長期貸付金」に含まれる「関係会社長期貸付金」は、678百万円であります。
- (3) 前事業年度において、「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「短期借入金」に含まれる「1年内返済予定の長期借入金」は897百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」は、当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に含まれる「負ののれん償却額」は65百万円であります。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	7,213 百万円
構築物	320 百万円
機械及び装置	615 百万円
車両及び運搬具	14 百万円
工具、器具及び備品	40 百万円
土地	634 百万円
計	8,838 百万円

上記に対する債務	
長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	692 百万円
長期預り保証金	4,721 百万円
	計 5,413 百万円
3. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	46,848 百万円
4. 国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接減額した累計額	
国庫補助金受入れによる有形固定資産の 圧縮記帳累計額	56 百万円
5. 偶発債務	
(1) 下記会社の金融機関等からの借入債務につき、保証を行っております。	
シナガワリフラクトリーズ オーストラレイシア Pty. Ltd	1,377 百万円
瀋陽品川冶金材料有限公司	40 百万円
大石橋市品川栄源連鑄耐火材料有限公司	95 百万円
遼寧品川和豊冶金材料有限公司	19 百万円
シナガワ アドバンスト マテリアルズ アメリカズ Inc.	83 百万円
	計 1,614 百万円
(2) 受取手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	102 百万円
受取手形裏書譲渡高	484 百万円
6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	10,959 百万円
長期金銭債権	780 百万円
短期金銭債務	748 百万円
Ⅲ. 損益計算書に関する注記	
1. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。	
2. 関係会社との取引高	
売上高	36,144 百万円
仕入高	4,764 百万円
営業取引以外の取引高	257 百万円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式

5 千株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	91 百万円
賞与引当金	291 百万円
役員退職慰労引当金	140 百万円
退職給付引当金	1,726 百万円
減損損失	374 百万円
関係会社株式評価損	1,001 百万円
会員権評価損	89 百万円
未払事業税	93 百万円
災害による損失	166 百万円
その他	352 百万円

繰延税金資産小計 4,327 百万円

評価性引当額 △ 1,361 百万円

繰延税金資産合計 2,965 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 31 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 1,643 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 730 百万円
企業結合に伴う土地の時価評価差額	△ 1,351 百万円
その他	△ 18 百万円

繰延税金負債合計 △ 3,776 百万円

繰延税金負債の純額 △ 810 百万円

VI. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

1. 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額、減損損失累計額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額	減損損失累計額	期末残高相当額
構 築 物	135	7	127	-
ソフトウェア	7	4	-	2
合 計	142	12	127	2

2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額等

1年内	14 百万円
1年超	75 百万円
合 計	89 百万円
リース資産減損勘定の残高	87 百万円

3. 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項

(1) 当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額

支払リース料	18 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	13 百万円
減価償却費相当額	4 百万円

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 上記注記は未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産等の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	J F E スチール 株式会社	(被所有) 直接 33.8%	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注)	35,067	売掛金	9,046

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 セラテクノ	直 接 51.0%	当社製品 の販売先	原料の代理 購入に係る 立替払	1,774	未収入金	900
子会社	シガワファクトリーズ オーストラリア Pty.Ltd	直 接 100%	当社製品 の販売先	債務保証 (注)	1,377	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 債務保証については、協議の上決定した保証料を受け取っております。なお、保証料の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他 の関係 会社の 子会社	JFE エンジニアリング 株式会社	-	築炉工事の納 入先・当社製 品の販売先	築炉工事の納 入・当社製品 の販売(注)	1,831	売掛金	846

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	314円54銭
1株当たり当期純利益	9円96銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 11 日

品川リフラクトリーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 野 裕	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 西 正 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紙 本 竜 吾	Ⓔ

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、品川リフラクトリーズ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 5 月 11 日

品川リフラクトリーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐野	裕	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河西	正之	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	紙本	竜吾	㊟

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、品川リフラクトリーズ株式会社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 177 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第177期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、定期的に事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

品川リフラクトリーズ株式会社 監査役会

常勤監査役	石 部	由紀夫	印
常勤監査役	岡 本	剛	印
社外監査役	松 本	傳	印
社外監査役	豊 泉	貫太郎	印

(メ モ)